

社会福祉施設等（入所施設・居住系サービス）における感染拡大防止対策

職員等の対応

コロナウイルスの施設内への持込防止を徹底するために

- 施設等が提供するサービスは、入所者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、**感染拡大防止対策を徹底した上で、必要なサービスを継続的に提供できるようにする。**
- 感染の疑いについてより早期に把握できるよう、**日頃から利用者の健康の状態や変化の有無等に留意する。**
- 感染防止に向け、職員間での情報共有を密にし、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」等を参照の上、感染防止に向けた取組を職員が連携して推進する。

職員

- ・職場と自宅との往復以外は**最低限の外出**にとどめる。（職場外でも感染拡大を防ぐための取組が重要。（換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける等の対応を徹底。）
- ・出勤前に毎日本体を計測し、発熱等の症状が認められる場合は外出や出勤をしないことを徹底。
- ・少なくとも次のいずれかに該当する場合は**すぐに帰国者・接触者相談センター※に相談する。**
 - 息苦しさ<呼吸困難>、強いだるさ<倦怠感>、高熱等の強い症状のいずれかがある場合。
 - 重症化しやすい方（高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を過去に用いている方、妊婦）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合。
 - 上記以外の方で**発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合**
- ※「帰国者・接触者相談センター」は、県内8か所の県保健福祉事務所・センター（電話：045-285-1015 24時間対応）のほか、保健所設置市に設置されている。
- ・**該当職員については管理者に報告。確実な把握を行う。**
- ・**就業時には必ずマスクを着用し、エタノール消毒液による手指消毒等を徹底する。**また、マスクを外して飲食する場合、他の職員と一定の距離を保つこと。
- ・基礎疾患を有する又は妊娠中の職員は、感染した際に重篤化するおそれが高いため、勤務上の配慮を行う。
- ・無症状又は症状の明確でない者から感染が広がるおそれがあることから、職場外で人と人との距離をとる（社会的距離：Social distancing）、外出の際のマスク着用、咳エチケット、石鹸による手洗い、アルコールによる手指消毒、換気といった一般的な感染症対策や、十分な睡眠をとる等の健康管理を心がける。
- ※直接サービスを提供する職員だけでなく、事務職員、調理員、送迎職員等すべての職員、ボランティアを含む。

- 面会者、委託業者等、職員などと接触する可能性がある者は、**感染経路を断つことが重要。**
- 外部からウイルスが入り込むことを防ぐため、以下の取組を最低限行う。（マスク着用・咳エチケット、手洗い、アルコール消毒等）
- 併設の介護サービス事業所等がある場合には、**事業所間の情報共有を密にする。**
- 地域における状況（緊急事態宣言が出されているか否かや、居住する自治体の情報を参考にすること）を踏まえて、予防に取り組む。

面会者

- ・**面会は、緊急やむを得ない場合を除き、原則として制限すること。オンライン面会等の活用等の工夫**をすることも検討する。
- ・ただし、コロナ感染以外の看取り等、**緊急やむを得ない場合は、面会者と利用者の動線を完全に分離する等の対策をとった上で実施する。**
- ・**面会を行う場合は、検温やマスクの着用、手指消毒など感染防止対策をとった上で、面会者の氏名、来訪日時、連絡先について記録する。**
- ・**発熱等が認められる場合はいかなる理由があっても面会を認めない。**

委託業者等

- ・物品の受け渡し等は**玄関など施設の限られた場所**で行う。
- ・施設内には**原則として立ち入らせない。**やむを得ず立ち入る場合はマスク、使い捨て手袋の着用、体温の計測を義務付け、出入りした者の氏名、来訪日時、連絡先について記録する。
- ・**発熱が認められる場合はいかなる理由があっても立入を認めない。**

※詳細は厚生労働省事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」をご参照ください。

社会福祉施設等（入所施設・居住系サービス）における感染拡大防止対策

利用者への対応

○感染の疑いについてより早期に把握できるよう、管理者が中心となり、**毎日の検温の実施、食事等の際における体調の確認等を行うこと等により、日頃から健康の状態や変化の有無等に留意する。**

○少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに「帰国者・接触者相談センター」※へ電話連絡し、指示を受ける。

※「帰国者・接触者相談センター」は、県内8か所の県保健福祉事務所・センター（電話：045-285-1015 24時間対応）のほか、保健所設置市に設置されている。

・**息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合に加え、高齢者については重症化しやすいため、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合**も指示を受ける。

○症状が継続している場合や、診断結果の確定までの間については「高齢者介護施設における感染症対策マニュアル（改訂版）」も参考にしつつ、感染拡大に留意。

具体的対応

○**疑いがある利用者を原則個室に移す。**

○個室が足りない場合は同じ症状の人を同室とし、マスクの着用、ベッド間隔を2m以上空ける等の対応が必要。

○疑いがある利用者にケアや処置をする場合は、職員は使い捨てエプロン、アイゴーグル、サージカルマスク着用。

○疑いがある利用者は個室に移し、居室内での生活とする。やむを得ず居室を出る場合は時間帯を分け、**症状のない利用者との接触を遮断し、居室の出入りに際しマスクの着用や手指消毒を十分に行うなどゾーニングを徹底することが必要。**

○担当する職員についても疑いがある利用者とその他の利用者の介護等を**担当する職員を分けることを徹底。**

○利用者の**外出は短時間の散歩など最小限にとどめる。**

○その他**共有スペースで実施するリハ等服务提供時及び個別ケア等実施時の留意点**については、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」（令和2年4月7日厚生労働省発事務連絡）、「介護老人保健施設等における感染拡大防止のための留意点について」（令和2年5月4日厚生労働省発事務連絡）に従い対応する。

その他

○新型コロナウイルス感染症への対応等により、一時的に人員基準を満たすことができなくなる場合等については国事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準や介護報酬等の臨時的な取扱いについて」に基づき柔軟な取扱いが可能であるため留意する。

※詳細は厚生労働省事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」をご参照ください。

社会福祉施設等（通所・短期入所・訪問系サービス）における感染拡大防止対策

職員等の対応

コロナウイルスの施設内への持込防止を徹底するために

- 感染防止に向け、職員間での情報共有を密にし、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」等を参照の上、感染防止に向けた取組を職員が連携して推進する。
- 外部からウイルスが入り込むことを防ぐため、以下の取組を最低限行う。（マスク着用・咳エチケット、手洗い、アルコール消毒等）

- 併設の介護サービス事業所等がある場合には、事業所間の情報共有を密にすること。
- 地域における状況（緊急事態宣言が出されているか否かや、居住する自治体の情報を参考にすること）を踏まえて、予防に取り組むこと。

職員

- ・職場と自宅との往復以外は**最低限の外出**にとどめる。（職場外でも感染拡大を防ぐための取組が重要。（換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける等の対応を徹底。）
- ・出勤前に毎日体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合は外出や出勤をしないことを徹底。
- ・少なくとも次のいずれかに該当する場合はすぐに帰国者・接触者相談センター※に相談する。
 - 息苦しさ<呼吸困難>、強いだるさ<倦怠感>、高熱等の強い症状のいずれかがある場合。
 - 重症化しやすい方（高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を過去に用いている方、妊婦）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合。
 - 上記以外の方で**発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合**
 - ※「帰国者・接触者相談センター」は、県内8か所の県保健福祉事務所・センター（電話：045-285-1015 24時間対応）のほか、保健所設置市に設置されている。
- ・**該当職員については管理者に報告。確実な把握**を行う。
- ・**就業時には必ずマスクを着用し、エタノール消毒液による手指消毒等を徹底**する。
 - また、マスクを外して飲食する場合、他の職員と一定の距離を保つこと。
- ・基礎疾患を有する又は妊娠中の職員は、感染した際に重篤化するおそれが高いため、勤務上の配慮を行う。
- ・無症状又は症状の明確でない者から感染が広がるおそれがあることから、人と人との距離をとる（社会的距離：Social distancing）、外出の際のマスク着用、咳エチケット、石鹸による手洗い、アルコールによる手指消毒、換気といった一般的な感染症対策や、十分な睡眠をとる等の健康管理を心がける。
 - ※直接サービスを提供する職員だけでなく、事務職員、調理員、送迎職員等すべての職員、ボランティアを含む。

委託業者等

- ・物品の受け渡し等は**玄関など施設の限られた場所**で行う。
- ・施設内には**原則として立ち入らせない**。やむを得ず立ち入る場合はマスク、使い捨て手袋の着用、体温の計測を義務付け、出入りした者の氏名、来訪日時、連絡先について記録する。
- ・**発熱が認められる場合はいかなる理由があっても立入を認めない**。

※詳細は厚生労働省事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」をご参照ください。

社会福祉施設等（通所・短期入所・訪問系サービス）における感染拡大防止対策

利用者への対応

○送迎又は訪問でのサービス提供前に必ず利用者本人・家族が職員と接触前に体温を計測する。

また、家族による検温に問題なかった場合も職員が改めて体温を計測する。

○少なくとも以下のいずれかに該当する場合は利用を断るとともに、帰国者・接触者相談センター※へ相談を促す。

※「帰国者・接触者相談センター」は、県内8か所の県保健福祉事務所・センター（電話：045-285-1015 24時間対応）のほか、保健所設置市に設置されている。

・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合に加え、高齢者については重症化しやすいため、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合も指示を受ける。

○発熱により利用を断った利用者については、利用者を担当する主治医、居宅介護支援事業所又は相談支援事業所等に情報提供を行う。（情報提供を受けた当該居宅介護支援事業所等は必要に応じ、訪問介護等の提供の検討を行う）

具体的対応

○通所・短期入所サービスについては、感染拡大防止の観点から、「3つの密」（「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発生をする密接場面」）を避ける必要がある、

- ・可能な限り同じ時間帯・同じ場所での実施人数の縮小
- ・定期的な換気
- ・互いに手を伸ばしたら手が届く範囲以上の距離の確保等の利用者同士の距離への配慮
- ・声を出す機会の最小化
- ・声を出す機会が多い場合のマスク着用が必要。

○濃厚接触が疑われる方とその他の利用者は、訪問介護サービスについては、可能な限り担当職員を分けての対応や最後に訪問する等の対応が必要。

○その他、共有スペースで実施するリハ等サービス提供時及び個別ケア等実施時の留意点は、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」（令和2年4月7日 厚生労働省発事務連絡）に従い対応すること。

その他

○新型コロナウイルス感染症への対応等により、一時的に人員基準を満たすことができなくなる場合等については国事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準や介護報酬等の臨時的な取扱いについて」に基づき柔軟な取扱いが可能であるため留意する。

※詳細は厚生労働省事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」をご参照ください。